

誓約書兼承諾書

年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

住所 (法人の主たる事務所の所在地)

〒

氏名 (法人の名称並びに代表者の役職と氏名)

ふりがな

印

旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定する 許可の申請・申請事項の変更・承継承認の申請を行うにあたり、同法第3条第2項の規定に基づく下記項目の欠格要件に該当しないことを誓約するとともに、当該項目の該当の有無について、姫路市保健所が別紙の者について、兵庫県警察等に必要な照会をすることについて承諾します。

なお、許可取得後において、当該項目に該当していることが判明したときは、速やかに貴職宛申し出るとともに、その許可を取り消されることがあっても、異議がないことを誓約します。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

役員等の一覧

ふりがな 役員の氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所

法人の場合は、登記事項証明書に記載されている現在の役員について、記載してください。

なお、役員とは、代表取締役、取締役、代表執行役、執行役、代表理事、理事等をいい、監査役及び、監事は役員に含みません。